

行政改革大綱について

1 行政改革大綱とは

本市では、最上位計画である総合計画を着実に実行・実現するため、市政運営のあり方を見直し、住民サービスの質の向上を目的とした行政改革大綱を策定し、行政改革を進めています。

行政改革大綱は、多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）第24条に基づいて、市長の任期ごとに、市民参加を経て、総合計画との調整のもと策定することとしており、計画期間は4年間としています。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市長任期	▶				▶					
総合計画		第7次総合計画（後期）				第8次総合計画（前期）				
行政改革大綱			第9次行政改革大綱				第10次行政改革大綱			

2 行政改革懇談会の役割

市役所だけでなく市民・有識者の意見を取り入れた行政改革大綱の策定を目的とし、市民目線でのご意見やご審議をいただくための委員会です。

3 行政改革大綱の進捗管理

第10次行政改革大綱を4年間で確実に実施するため、毎年度、計画策定(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)で進捗を管理していきます。なお、毎年度の進捗状況を外部委員会である事業評価委員会に示し、よりよい事業実施や改善などのための意見をいただき、進捗管理に役立てていきます。

